

令和 6 年 12 月 5 日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部公害保健課

担当：大岩・吉田（972－2686）

公害保健業務に係る事務処理誤りについて

環境局公害保健課において、個人情報が含まれる文書の誤送付及び文書作成料の誤振込の事案が発生しましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 概要

令和 6 年 9 月 19 日の公害健康被害認定審査会において、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者 C について医療機関 A へ意見聴取するよう指示があり、本市から A へ主治医意見書の作成を依頼しました。10 月 7 日に A から意見書と合わせて作成料の請求書が本市へ提出されました。

請求書は A の属する社会医療法人名で作成されており、同法人の住所に所在する医療機関 B からの請求と思い込み、支払い及び支払通知を行ったところ、12 月 3 日に B から「心当たりがない書類が届いた」と連絡があり、誤送付及び誤振込が判明しました。

2 誤送付した個人情報

（1）誤送付した文書

主治医意見書作成料の支払通知書 1 枚

（2）当該文書に含まれる個人情報

認定番号、氏名、支払区分

3 誤振込の内容

（1）件数・金額 1 件 6,820 円

（2）振込日 12 月 2 日

4 事務処理誤りの対応

（1）医療機関 A

12 月 3 日に電話にて経緯を説明し謝罪したうえで、後日、文書作成料の振込を行うことにご了承いただきました。

（2）医療機関 B

12 月 3 日に電話にて説明及び謝罪した上で、訪問して誤送付した書類を回収し、誤振込した文書作成料の返還についてご了承いただきました。

（3）被認定者 C さん

12 月 4 日に電話にて経緯を説明及び謝罪し、5 日にお会いして改めて謝罪しました。

5 事務処理誤りの原因と再発防止策

医療機関 A からの請求書を、記載の法人名と住所から医療機関 B の請求と思い込み、主治医意見書と請求書との突合を怠ったことが原因です。

今後、改めて主治医意見書と請求書の医療機関名等を確認することを徹底します。